

技工問題と言う土俵



「昭和 63 年 7:3 大臣告示・通則 5」、いわゆる 7 : 3 ですが、この告示は、「実際には何の機能していないようですし、役立ってもいません。」と 8 章でも書きました。役に立っていないどころか、混乱だけを招き、歯科医師と歯科技工士の感情対立をあり、技工料金が市場価格であるという事実から目をそむけさせ、問題を複雑にただけで、解決から遠ざける方向にしただけの「有害な」告示であったとも思います。

さて近年、この 7 : 3 とは、技工料金の 10 / 7 を、保険の補綴点数と考える意見が出てきています。一方で厚労省の答弁を聞いていますと、技工の市場価格と保険の点数を、7 : 3 の現状認識と確認しただけのような発言もあります。

さて、本当のところはどうなのでしょう？

「技工の市場価格が、上がったときに、保険の補綴点数は、連動して上がるのか？」この質問を厚労省に投げかけてみるとどうでしょう。

厚労省の回答が肯定的であれば、技工士側はミクロでの関与により技工料金を自分で上げていく方向性が出てきます。逆に言えば、ダンピングすることは、自分の首を絞める結果になると言う認識になります。

回答が否定的ならば、補綴物の保険点数は、まったく根拠の無い策定をしてきていると言うことになります。

補綴点数、ひいては、保険点数の現状が、例え中医協を通過していても、市場価格を無視した、根拠の無いものとの認識が出来、厚労省が、歯科医師・歯科技工士を手玉にとって、

きたと認識できます。

中医協での場で、市場価格が上がってもそれが関係ないといえ、その点数の根拠が無くなり、歯科医師から見た場合は、今後の保険点数の推移に疑問が出てきます。

さて、厚労省は、どのような考えを示してくるのでしょうか？

曖昧なままで、争いの場を 高みの見物をしているようではこまります。土俵の上に 出てきていただきたいと思うのですが どうでしょうか？



ただ、この部分にも、それぞれの思惑が有るでしょう。

日歯にとっては、保険のアップは、今後延びていく部分で行ないたい。補綴の点数が下がるような、藪蛇な事態は避けたい。

日技にとっては、ここで7：3が、否定されると今までの活動の方向性が否定される。だから、正確なことが出てくることは避けたい、曖昧なままのほうが、今までの主張が根拠を持つから。

厚労省にとっては、日歯と日技の争いを取り持つために出した妥協の産物だから、いまさら、だから、技工料金と補綴点数の連動は、点数貼り付け自体が、厚労省の手からすり抜けていく。。。

土俵の上では、三者が三様に 睨みあって、四股を踏んでいるが、土俵の上の誰もが軍配が返ることは求めている。

さて、土俵の周りの我々は、ドウ言葉を出せばよいのだろうか？

「はっけよい のこった」????

2010/09/21

みんなの歯科ネットワーク

ズグズ